

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第22号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「統括監察員」の右に「，安全統括管理者」を加える。

第3条第5項を第6項とし，第4項を第5項とし，第3項の次に次の1項を加える。

- 4 安全統括管理者は，上司の命を受け，輸送の安全の確保に関する事務を統括し，補佐職員があるときは，これを指揮監督する。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)